

第 29 漏れの点検期間延長

第 29 漏れの点検期間延長

危規則第 6 2 条の 5 の 2 第 2 項ただし書き及び危規則第 62 条の 5 の 3 第 2 項ただし書きの規定による漏れの点検期間延長に係る申請において、危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認める要件は次の 1, 2 のとおりとすること。

なお、再開するにあたっては次の 3 によること。

- 1 危険物が清掃等により完全に除去されていること。
- 2 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止板を設置する等、誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。
- 3 危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合の漏れの点検の実施時期

危規則第 6 2 条の 5 の 2 第 2 項ただし書き及び第 6 2 条の 3 第 2 項ただし書の規定に基づき、漏れの点検の期間が延長された後、所有者等が申請した期間延長後の漏れの点検予定日より前に危険物の貯蔵又は取扱いを再開する場合には、地下貯蔵タンク等の所有者等は、次の (1) 又は (2) に定める期限までに漏れの点検を実施すること。

- (1) 延長申請前の漏れの点検の実施期限までに危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあつては、延長申請前の漏れの点検の実施期限。
- (2) 延長申請前の漏れの点検の実施期限より後で、かつ、期間延長後の漏れの点検予定日以前に危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあつては、再開の日の前日。